

御意見の概要	これに対する考え方
<p data-bbox="164 197 786 275">【ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の適正処理関連】</p> <p data-bbox="153 322 786 400">(1) 「<u>廃PCB等の分解施設等の維持管理記録の閲覧</u>」について</p> <p data-bbox="209 448 786 566">民間企業の自社処理施設については誰もが閲覧できるようにするべきではない。</p> <p data-bbox="153 1041 786 1120">(2) 「<u>PCB廃棄物の譲渡禁止の例外規定の追加</u>」について</p> <p data-bbox="164 1167 595 1205">(譲渡のケースに係るご意見)</p> <p data-bbox="197 1211 786 1373">破産以外にも、グループ会社のPCB廃棄物の集約、同一資本の会社への譲渡、PCB廃棄物を含めた保管施設の購入等の譲渡のケースを認めること。</p> <p data-bbox="197 1379 786 1500">例外事項の解釈について、都道府県知事等の裁量に委ねるのではなく明確な考え方を示されたい。</p> <p data-bbox="197 1507 786 1585">PCB廃棄物の適正処理の重要性にかんがみ、行政指導が必要。</p> <p data-bbox="197 1592 786 1671">子会社、子会社清算人等から親会社への譲渡を認めてほしい。</p> <p data-bbox="197 1677 786 1798">個人、中小企業等による保管は、過大な負担を強いるものであり行政が責任をもって対処してほしい。</p> <p data-bbox="197 1805 786 1971">保管事業者の倒産等で発生した行き場のないPCB廃棄物については、行政が譲り受け、適正な保管等対応することを要望する。</p>	<p data-bbox="842 454 1445 999">維持管理記録の閲覧は、施設から排出される排ガス、排水等による周辺地域の生活環境への影響に関し周辺に居住する住民等の不安が極めて大きく、その設置について多くの紛争が発生していることから、維持管理について透明性の向上を図るために平成9年廃棄物処理法改正により設けられた制度です。自社処理施設についても、処理業者の設置する施設と比較して周辺地域の生活環境への影響が変わるものでなく、維持管理の透明性の向上が必要とされており、自社処理施設を対象外とすることは適切でないと考えています。</p> <p data-bbox="842 1178 1445 1637">PCB廃棄物の適正な処理を確保するため、都道府県知事（保健所設置市にあっては市長。以下「都道府県知事等」という。）による確実な制度運用に資するよう、譲渡のケースに係る解釈として、保管事業者が処理責任を免れるために、不適正処理を行うブローカーに譲渡することを防止するための要件を示し、具体的には子会社から親会社への譲渡などが含まれる等運用における留意事項を通知等で示すこととしています。</p> <p data-bbox="842 1644 1445 1980">なお、現行制度において、譲渡禁止の例外としてPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして、地方公共団体に譲り渡す場合、処理技術の試験研究等を目的として環境事業団（平成16年4月からは日本環境安全事業株式会社。以下同じ。）等に譲り渡す場合を定めています。</p>

<p>(譲渡人に係るご意見) 譲渡人は、倒産等により保管者が事業者から個人に移る場合に限定すべき。</p> <p>(譲受人に係るご意見) 引き取り法人が確保できない事案については環境事業団が先行処理を引き受けること。 譲渡禁止の例外に国が引き受ける場合を含めること。 譲受けた者が保管事業者の地位を承継する規定を設けてほしい。</p> <p>(都道府県知事等による認定手続に係るご意見) 認定を行う都道府県知事等はPCB廃棄物保管事業場を所管する知事のみとする。 管轄外への譲渡は認定を行った都道府県知事等が通知を行うこととする。</p>	<p>譲渡人の状況に係る解釈として、PCB廃棄物の適正な保管が客観的に全く期待できない状況であることなどを通知等で示すこととしています。</p> <p>事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者は、PCB廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない責務を有しています。このため、譲受人の状況に係る解釈として、保管場所や経理的基礎を有することなど確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有することを判断するに当たっての要件を通知等で示すこととしています。</p> <p>PCB廃棄物を譲り渡す事業者と譲り受ける事業者の事業所の所在する都道府県又は保健所設置市(以下「都道府県等」という。)が異なる場合において、両都道府県等は十分に連携をとって審査を行うことなどを通知で示すこととしています。</p>
<p>【規制改革関連】 <u>(1) 先行許可制度の充実について</u></p> <p>定期的な欠格要件確認の機会を確保できるよう運用にご配慮願いたい。</p> <p>先行許可制度が全国一律で運用されるよう、さらに検討していただきたい。</p>	<p>先行許可証として用いることが認められる許可証は、許可の更新の申請にあっても</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行許可制度により添付書類を省略して受けた許可に係る許可証を、さらに先行許可証として用いることはできないこと ・ 許可の日から起算して5年を経過していない許可証に限ること <p>とし、5年に1回は欠格要件の確認を行う制度としています。</p> <p>先行許可制度の活用については、制度趣旨に沿った活用がなされるよう、都道府県等に対し通知することとしています。</p>